

今月のインスタギャラリー

#love mitoyo vol.16

問い合わせ 産業政策課 ☎73-3012

Instagramへ投稿された「ステキな三豊」情報をご紹介します。

おすすめスポット



フラワーパーク浦島 (詫間町) 瀬戸内海とコスモスと船いいね。数は少なかったけど素敵な癒しの景色が見えました。



宝山湖 (山本町)



香川用水記念公園 (財田町) 香川用水記念公園の紅葉も、モミジバフウが見頃を迎え公園内の紅葉も一気に色づき始めました。

■お気に入りのスポット、グルメなど「あなたの三豊」情報を、Instagramに「#lovemitoyo」をつけて投稿してください。

【投稿方法】

Instagramを利用している人は、

- ①アカウント「mitoyo.honma.mon」をフォロー (※QRコードを読み取ってください)
②「#lovemitoyo」と場所、コメントをつけて投稿



▲「Instagram」はこちらから



▲「ブログ」でも日々の情報を発信中!

あなたのとおきの三豊情報をお待ちしています!!

他人ごとから自分ごととして考える差別問題
「人権とは何ですか」と聞かれたら、あなたはどうか答えられますか。
「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利です。
私たちの暮らしの中には、さまざまな人権課題があります。SNSで、誤った情報や悪質な差別の書き込みをするなど、表面的には差別をしていないと見せかけて、見えないところで卑劣な差別をする人もいます。
「私は差別をしないから関係ない」という人もいます。しかし、人権を意図することなく過剰に誰かを傷つけていることがあるかもしれません。
働き盛りの元気な人が、足を骨折して松葉杖生活になり、それまではなんともなかった数センチの段差で転倒しそうになったそうです。ある日、バスの乗車ができず、立ち往生していた時のこと、
「杖と荷物を持ってくれた人、座席を譲ってくれた人、手伝えることはないですか」と声を掛けてくれた人。人間はなんと温かいのかと涙が出た。自分が松葉杖生活になり分かったことがたくさんある。

じんけん探訪95

私はなんと自分勝手に生きてきたのか。他人のことには関心がなかったし、人の悩みに気付こうとしなかった。優しい社会にするためにはさまざまな立場の人に寄り添わなくてはいけないことがよく分かった」と話していました。
他人ごとを自分ごとにする
無関心、傍観者も差別を容認していることになりました。自分自身が差別をなくすためにどう行動するかが大切です。
他人ごとでなく自分ごととして、まずは自分の中の偏見と向き合ってみる。「もし、私がある人だったら」と相手に思いを寄せ、相手の心情を想像してみる。そうすれば無関心ではいられず、言動が変わっていきま。
いじめ問題でも、いじめた側は「冗談でふざけただけ」と言いますが、受けた側は深い心の傷になります。いじめが原因で命を落とすという痛ましい事例もあります。
他人の苦難を自分ごととする想像力が、いじめや差別解消につながります。差別や偏見、いじめにつながる行為は決して許されるものではなく、自分自身のこととして相手の気持ちを考えて行動することが、私たちに問われているのではないのでしょうか。
▼問い合わせ 学校教育課 ☎73・3131

三豊市青少年健全育成市民会議

令和4年度「家族ふれあい・あいさつ運動・わたしの夢」

絵画・標語の優秀作品

※敬称略



絵画



中学校の部 高瀬中学校3年 西田 亜利紗



小学校・高学年の部 上高瀬小学校4年 高木 優名



小学校・低学年の部 比地小学校1年 石川 蛍



中学校の部 高瀬中学校2年 長谷川 獅瞳



小学校・高学年の部 山本小学校4年 田淵 幹大



小学校・高学年の部 財田小学校4年 神原 大優



小学校・低学年の部 上高瀬小学校2年 大塚 理央



小学校・低学年の部 笠田小学校1年 豊田 航大

標語



『友達の おはようきくと 頑張れる』

中学校の部 三野津中学校2年 齋賀 瑚子

『あいさつに 見えないハート つけてみる』

小学校の部 吉津小学校5年 石川 紗月



『「おはよう!」と その一言で 笑顔咲く』

中学校の部 三豊中学校3年 牧野 仁子

『ひとりじゃない あなたの味方 すぐそばに』

中学校の部 豊中中学校2年 曾川 夢月

『伝えよう てれていないで ありがとう』

小学校の部 勝間小学校5年 貞廣 蒼太

『家族愛 心配し愛 助け愛』

小学校の部 山本小学校5年 一色 凜愛

問い合わせ 少年育成センター ☎73-3150

自主防災組織を作ろう! 5 地区防災マップを作ろう!

自主防災組織の平常時の活動の一つに、地区防災マップの作成があります。

避難場所や避難経路、避難の際の危険箇所、災害時に役立つ店舗や施設など、自主防災組織のメンバーで話し合い、地区独自の防災マップを作成しましょう。

1 地区の危険性について話し合う
市で作成・配布しているハザードマップを参考に、避難する際にどのような危険や注意する所があるか話し合います。

2 まち歩きを行い、地区の特性を見える化する
実際に地区を歩き、危険箇所などを確認し、ハザードマップなどに記入して、地区防災マップの素案を作ってみましょう。

3 地区防災マップの作成や見直し
一緒にまち歩きを行った人たちで、まち歩き振り返りを行い、地区防災マップを作成しましょう。

▼問い合わせ 危機管理課 ☎73・3119

